

別 紙

答申第 1 1 6 号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を除き公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成 29 年 7 月 22 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容

①島根県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）

②公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式 1－3】懲戒処分等 3（体罰に係るもの）（平成 24 年度分）

(3) この請求に対して、実施機関は、平成 29 年 7 月 31 日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成 29 年 9 月 6 日付けで、次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 対象公文書

①島根県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、事情聴取記録を含む）（平成 24 年度分）

②公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式 1－3】懲戒処分等 3（体罰に係るもの）（平成 24 年度分）

イ 決定内容

部分公開決定（ただし、上記（3）ア②については全部公開）

ウ 公開しない部分及びその理由

別表 2 のとおり。

(4) この決定に対して、審査請求人は、本件公文書の部分公開決定を不服として平成 29 年 10 月 9 日に審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 29 年 11 月 14 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書の部分公開決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 特定の個人が識別されまたは識別され得る情報（個人識別情報）

関連判決に照らして非公開が認められるのは被害児童や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。

児童生徒の性別、所属部活動名、体罰発生場所等の情報も、開示したところで原則的に「特定個人の識別」には至らないことも、関連判決の認めているところである。

児童生徒の行動や所見も、それ自体では個人識別にはいたらない。条例第7条第2号後段に該当するような例外的な情報のみが非公開を認められる。

司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。本件処分の非公開範囲は、すべて「特定人基準」を取ったもののように思われるが、であれば違法である。

非公開理由説明書①に書かれている情報（年齢、学年、性別、体罰発生日時、発生場所、部活動名）は、「一般人基準」をとる裁判例の立場からすれば、児童生徒・保護者等を特定する情報ではない。

(イ) 特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を侵害する情報（センシティブ情報）

条例第7条第2号後段が適用されるのは、個人のカルテや著作物、真摯な反省文など高度なセンシティブ情報に限られ、乱用されてはならない。

本件文書の中に被害児童生徒やその保護者の側に、このような個人の真摯な内面の吐露など高度なセンシティブ情報があるかは、疑問である。児童生徒に対する評価やその言動、保護者の意見などが非公開とされているが、これらが非公開とされたその全てが高度なセンシティブ情報であるとは到底いえないと思われる。むしろ保護者の発言・要望などがほぼ全面的に非公開とされている部分が多い印象を持つ。そもそも個人特定はされないのであるから、その点も考えに含めて、精査を求めたい。

また、加害教員については、氏名が公開されている以上本段適用の余地はない。あくまでも前段の問題として検討されるべきである。

加害教員に事情聴取をした記録（「事故報告書」の一部となっている場合と、「事情聴取の記録」などと別文書になっている場合とがある）については、広範に非公開とされ、「自己振り返り作文1, 2, 3」は、ほとんど全面非公開であるが、センシティブ情報に該当するものとして非公開とするには、加害教員の単なる主観や反省、管理責任者の叱責、児童生徒に対する評価などが記されているだけでは足りず、高度なセンシティブ情報だけが厳選され非公開とされなければならないが、本件処分は非公開範囲が漫然と広げられている印象を持つ。本人が書いたものだから、反省しているものだからと漫然と非公開とされるべきではない。特に自己振り返り作文3の「今後の目標」などは反省文ではなく、今後の「職務遂行の内容」に関する情報というべきである。

(ウ) 公務員の職務遂行情報

体罰事故報告書については、加害教員に関しては、「当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は公開されなければならない。ここでの「当該職務遂行の内容に係る部分」とは、体罰行為のあり方そのものを指すのであるから、体罰行為者が誰であったか、年長者であるか、男性か女性か、その行為をめぐって関係者とどのようなやりとりがなされたのか、といった情報が明らかにされなければならない。同様に被害児童の年齢や性別も、こちらは個人が特定できない範囲で、明らかにされなければならない。これらが不明ではどのような体罰行為があったかの情報が一部不明となり、「当該職務遂行の内容」の全貌が明らかにならないからである。実際、関連判決においては、これらの情報は原則として公開されており、多くの自治体でも問題なく公開されているものである。

体罰の発生日時、児童生徒の学年や年齢、性別が非公開であるが、これらは「当該職務遂行の内容に係る部分」であることは明らかで、これらを公開しても当該児童生徒を特定できないことも明らかである。

加害教員の年齢・性別については、氏名が記されていない文書（「体罰の概要報告」）では公開され、記されている文書では公開されていないが、公開範囲は文書のいかんにかかわらず、「当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」なのであるから、取り扱いに差異を設けるのは条例の解釈として取れないはずである。

非公開理由説明書にある、教員の年齢、性別は、体罰事例においては、体罰実行行為者の属性として、職務遂行情報というべきである。体罰行為実行者が男性か女性か、年配者か若輩者かは、体罰情報の重要な根幹をなす情報だからである。教員名を公開している多くの自治体においても、これらの情報は公開されている。

イ その他の主張

(ア) 非公開の範囲が条例や関連諸判決に照らして広範すぎる。

(イ) 非公開理由書の非公開理由は、関連判決等を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。実施機関がすべき弁明は、関連判決等の判断がなぜ本件文書では適用されないのか、あるいは自らの非公開処分が関連判決等の判断に従ったものであるかを、説得的に論じ示すことにあるが、そうした弁明は基本的に存在しない。

(ウ) すでに多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範囲な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。多くの自治体の情報公開審査会は、近年、上記関連判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を求める答申を出している。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び補足説明資料による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 年齢、学年、性別、体罰発生日時、発生場所、部活動名は、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る可能性があり、特定の個人が識別され、若

しくは識別されうる情報として非公開としている。

島根県の特長として、ほとんどの児童生徒が公立の学校に通っている。県立高等学校においても校区制があり、学校名から大体の居住地がわかるようになっている。児童生徒数は全県的に減少しており、クラス数や部活動数、その所属人数も決して多くはない。このような状況で、年度と県、学校名が公開され、そこに「発生日時」「発生場所」「部活動名」、「年齢」「学年」「性別」のいくつかを組み合わさると、特定の個人の識別が容易になる可能性は否定できない。

部活動での事案の場合、部活動名と学年、性別が公開されればすでに公開されている情報と合わせて「地域住民の顔が大体わかる」という、地域のあり方に特性のある島根県では、特別な調査をしなくても学校要覧や学年だより、PTA会報等の一般に入手可能なほかの情報と組み合わせること等により、個人の識別に行き着く可能性は少なくない。

部活動以外でも、発生場所が教室の場合は所属クラスがわかり、個人識別可能性がより高くなると判断している。

イ 個人の心情、心身の状況、気持ちに関する記載部分については、個人の人格と密接に関連する情報であると解されうる情報として非公開としている。

体罰を行った教員の心情、心身の状況、気持ちに関する記載部分についても、職務遂行の内容にかかる部分にあらず、個人の人格と密接に関連する情報である。そのため、公開することによりなお、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとして非公開としている。

ウ 体罰を行った教員の氏名については、公務員の職務遂行に係る情報として、条例第7条第2号ただし書きウに該当し、公開とした。しかし、本人の氏名を公開している場合の年齢、性別については職務遂行の内容に当たらないとし、非公開としている。

体罰事故報告書は、服務監督者である教育委員会が、事案の概要とともに、動機、結果、発生後の対応などの状況を把握するために求めているものである。

一般に、年齢・性別は、学校教育法で禁止されている体罰を行うという職務遂行上の問題に必ずしも関係するものではない。また処分を量定する際にも、事案の態様や動機、結果、発生後の対応等が重要であって、年齢・性別をもって処分の量定に差異が生じるものではない。

したがって、年齢・性別については、公務員の職務遂行情報に係る情報として公開すべき情報には該当しないと判断し、非公開としたものである。

氏名を公開している場合には、その者の年齢・性別はまさしく個人の情報であり、職務遂行の内容に当たらないのであれば、上記のとおり非公開としている。

しかし、氏名の記載欄のない体罰概要報告においては、年齢・性別という個人の情報であっても個人の識別に至る可能性は低く、公開しても、条例第7条第2号の「個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」には当たらないと考え、年齢・性別を公開することとした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、養護学校及び盲学校で発生した体罰事案について実施機関に提出された公文書であり、①体罰の概要報告、②体罰事故報告書、③事故報告後に実施機関が体罰を行った教職員（以下「加害教職員」という。）に聞き取りをした事情聴取の記録及び④加害教職員が現在の心境、自己分析及び今後の目標を記載した自己振り返り作文がある。①については、関係市町村教育委員会から実施機関に提出されたものであり、②～④については、各学校長から実施機関に提出されたものである。

(3) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報(本号但し書きア)、人の生命等を保護するために公開が必要な情報(本号但し書きイ)や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報(本号但し書きウ)は非公開情報からは除かれる。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報(個人識別情報)

条例第7条第2号は、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報になるという趣旨である。

本号に規定する「他の情報」とは公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報等であり、特別の調査をすれば入手し得るような情報は、基本的には「他の情報」には含まないものである。

「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質等によって、個別に判断することが必要となる。

本件は、学校で発生した体罰事案についてその発生状況やその後の対応等が

書かれている公文書が請求対象となっており、児童生徒が体罰を受けたという情報は、通常は他人に知られたくないような情報であると考えられる。このことから、「他の情報」には、学校関係者や地域住民等が有する情報も含めて考える必要がある。

実施機関は、本件対象公文書に記載された情報の一部が個人識別情報であり非公開情報に当たると主張しているため、教職員の情報と教職員以外の個人（以下「その他個人」という。）の情報に分けて以下で検討する。

（ア）教職員の情報

①氏名、年齢、性別、個人印

本件対象公文書に記載されているこれらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報であり、条例第7条第2号に該当する。

これらの情報のうち、氏名（実施機関が職務遂行情報に該当するとしてすでに公開している加害教職員の氏名を除く。）と個人印は、本号但し書きウの職務遂行情報に該当するため公開すべきである。

一方、年齢と性別は、体罰を行うという職務遂行上の問題に関係するものとは言えず職務遂行情報には該当せず、本号但し書きのいずれにも該当しないため、非公開が妥当である。

②加害教職員の異動後の学校名

実施機関は、加害教職員が異動した後の学校名は条例第7条第2号の非公開情報に該当すると主張している。

しかし、教職員が異動した際の学校名は、慣行として公にされている情報であり、当該情報を公開することにより体罰を受けた児童生徒（以下「被害児童生徒」という。）等のその他個人が特定されることはないから、条例第7条第2号但し書きアに該当し公開すべきである。

（イ）その他個人の情報

①氏名、年齢、性別、役職、所属及び委員名

本審査会が見分したところ、対象公文書に記載されているこれらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報であり、条例第7条第2号に該当する。また、これらの情報は、本号但し書きのいずれにも該当しないため、非公開が妥当である。

②被害児童生徒の所属（学年、部活動名等）、体罰発生場所等

実施機関は、児童生徒数は全県的に減少しているためクラス数・部活動数やその所属人数も決して多くないことや地域住民の顔が大体わかるという島根県の特性的なため、学年、部活動名、体罰発生場所等の情報とすでに公開されている学校名や特別な調査をしなくても学校要覧や学年だより、PTA会報等の一般に入手可能なほかの情報と組み合わせること等により、個人の識別に行き着く可能性は少なくないと主張する。

しかし、複数の児童生徒が所属している学年、部活動名等や不特定多数の児童生徒が出入りする体罰発生場所を公開しても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別し若しくは識別し得るとまではいえないため、

公開すべきである。

ただし、別表1に掲げた情報については、本審査会が見分したところ、特定の個人を識別し若しくは識別し得ることから条例第7条第2号に該当する。また、本号但し書きのいずれにも該当しないため、非公開が妥当である。

③体罰発生日時等

体罰発生日時等は、既に公開されている学校名や加害教職員名等の情報、当審査会が公開すべきと判断した情報（被害児童生徒の学年、部活動名等の所属、体罰発生場所等）及び学校関係者等が有する情報と照合することにより、被害児童生徒を特定し得る情報であると考えられ条例第7条第2号に該当し、本号但し書きのいずれにも該当しない。

しかし、体罰発生日時等のうち、体罰の発生した月については公開しても既に公開されている他の情報等と照合することにより特定の個人を識別し若しくは識別し得るとまではいえないため、公開すべきである。

イ 特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を侵害する情報（センシティブ情報）

「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名等が除かれていても、公開することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれがあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連する通常他人に知られたくない情報、いわゆるセンシティブ情報をいう。

実施機関は、個人の心情、心身の状況、気持ちに関する記載部分については、個人の人格と密接に関連する情報であると解されうる情報として非公開と主張しているため、以下で検討する。

(ア) 体罰の概要報告、体罰事故報告書、事情聴取の記録

これらの対象公文書は、体罰の状況を把握する目的で作成されたものであり、体罰発生日時や体罰発生場所の他に加害教職員、被害児童生徒、保護者等から聞き取り等した情報も記載されており、その中には事実関係以外にも心情などを記載したと考えられる情報もある。

本審査会が見分したところ、別表1に掲げた情報は、個人の心情を吐露した部分や家庭状況など個人の人格と密接に関連する情報や通常他人に知られたくない情報が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから条例第7条第2号に該当する。また、これらの情報は本号但し書きのいずれにも該当しないため、非公開が妥当である。

ただし、客観的な事実関係を記した部分や一般的な表現であって公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない部分については、公務員の職務遂行情報に当たるため、条例第7条第2号但し書きウに該当し公開すべきである。

(イ) 自己振り返り作文

自己振り返り作文は、加害教職員に反省を促すために課されたもので、加害教職員が自筆で自分の心情や思い等を記したものであり、個人の内心を表現した部分は条例第7条第2号に該当する。また、職務遂行上発生した体罰に起因して課されたものではあるが、それ自体は職務遂行情報とは言えず、本号但し書きのいずれにも該当しないため非公開が妥当である。

ただし、客観的な事実関係を記した部分や一般的な表現であって公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない部分については、公務員の職務遂行情報に当たるため、条例第7条第2号但し書きウに該当し公開すべきである。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

条例第3条は、実施機関の条例の解釈及び運用の基本を定めており、実施機関は、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重して条例を解釈運用し、この場合において、個人に関する情報の保護に最大限配慮をしなければならないとしている。これは、公開を原則とする情報公開制度においても、個人に関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

しかし、実施機関は、当審査会で非公開が妥当であるとした個人情報の一部（年齢、性別やセンシティブ情報）を本件決定において既に公開している。

今後、実施機関には、公開・非公開の判断をする際にはより慎重を期するよう望みたい。

別表 1

NO.	公文書の件名	公開しない部分
NO. 1～33	全公文書共通	体罰の発生した日・時間（これらを推測し得る情報を含む）、年齢、性別、教職員以外の個人の氏名、組、所属、役職、委員名
3	体罰の概要報告(川本町教育委員会)	学年
6	体罰の概要報告(浜田市教育委員会)	学年
9	体罰の概要報告(安来市教育委員会)	学年
11	平成 24 年 10 月 23 日 「体罰事故報告書」 ・体罰事案に係る事情聴取	2 ページ目 16 行目 3 文字目か 16 文字目までと 21 文字目から 33 文字目まで 18 行目 2 文字目から 19 行目最後まで 29 行目 9 文字目から 30 行目最後まで 3 ページ目 下から 4 行目 25 文字目から 27 文字目まで
12	体罰の概要報告(安来市教育委員会)	学年、部活動名
13	体罰の概要報告(浜田市教育委員会)	学年
18	松三第 1660 号平成 25 年 2 月 27 日体罰 事故報告書 ・体罰事案に係る事情聴取	6 ページ目 5 行目 11 文字目から 15 文字目まで 7 行目 13 文字目から 25 文字目まで
23	報告書 平成 25 年 3 月 26 日 ・体罰事故報告書、 事情聴取の記録、自 己振り返り作文	学年 1 ページ目 17 行目 15 文字目から 21 文字目までと 26 文字目から 28 文字目まで 29 行目 17 文字目から 23 文字目までと 28 文字目から 30 文字目まで 33 行目 9 文字目から 34 行目最後まで 41 行目 5 文字目から 12 文字目まで 2 ページ目 8 行目 23 文字目から 31 文字目まで 27 行目 25 文字目から 28 行目 6 文字目まで 28 行目 13 文字目から 29 行目 10 文字目まで 3 ページ目 5 行目 18 文字目から最後まで 8 行目 17 文字目から 25 文字目まで 10 行目 13 文字目から 20 文字目まで 4 ページ目 下から 2 行目 20 文字目から下から 1 行目最後まで 5 ページ目

別表 1

NO.	公文書の件名	公開しない部分
		6 行目最初から 7 行目最後まで 15 行目 25 文字目から 18 行目最後まで 6 ページ目 1 行目 3 文字目から 1 行目最後まで 4 行目 18 文字目から 8 行目 4 文字目まで 9 行目 22 文字目から 12 行目最後まで 15 行目 8 文字目から 21 行目最後まで 7 ページ目 7 行目 7 文字目から 8 行目後ろから 12 文字目まで 22 行目最初から 25 行目最後まで 8 ページ目 1 行目最初から 2 行目 7 文字目まで 8 行目最初から 8 行目後ろから 10 文字目まで 10 行目 22 文字目から 13 行目 11 文字目まで 9 ページ目 6 行目 12 文字目から 17 文字目までと 25 文字目から 8 行目最後まで 11 行目 11 文字目から 13 行目後ろから 11 文字目まで 18 行目最初から 20 行目 9 文字目まで 25 行目 9 文字目から 17 文字目まで 10 ページ目 3 行目全部 8 行目 25 文字目から 11 行目最後まで 24 行目 13 文字目から 25 行目最後まで
24	報告書 秘江高第 1 号平成 24 年 5 月 7 日 ・体罰に関する事故 報告書、聞き取り、 自己振り返り作文	学年 6 ページ目 6 行目最初から 8 行目最後まで 10 行目 10 文字目から 13 行目最後まで 17 行目 13 文字目から 18 行目最後まで 23 行目最初から 26 行目後ろから 8 文字目まで 7 ページ目 1 行目最初から 8 行目後ろから 3 文字目まで 9 行目 13 文字目から 19 行目最後まで 8 ページ目 23 行目 14 文字目から 26 行目最後まで 9 ページ目 1 行目全部 3 行目 10 文字目から 13 文字目まで 5 行目 10 文字目から 13 行目最後まで 16 行目 4 文字目から 26 行目最後まで 10 ページ目

別表 1

NO.	公文書の件名	公開しない部分
		11 行目 19 文字目から 19 行目後ろから 9 文字目まで 25 行目 4 文字目から 7 文字目まで 11 ページ目 5 行目最初から 8 行目最後まで
25	報告書 秘江高第 3 号平成 25 年 3 月 15 日 ・体罰に関する事故報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	学年 1 ページ目 14 行目 14 文字目から 29 文字目まで 17 行目 2 文字目から 5 文字目までと 13 文字目から 33 文字目まで 2 ページ目 9 行目 28 文字目から 33 文字目まで 4 ページ目 8 行目最初から 10 行目最後まで 12 行目 7 文字目から 15 行目 3 文字目まで 18 行目 9 文字目から 19 行目 7 文字目まで 22 行目 14 文字目から 25 行目後ろから 13 文字目まで 26 行目 6 文字目から最後まで 5 ページ目 1 行目最初から 8 行目最後まで 14 行目 5 文字目から 24 行目最後まで 6 ページ目 6 行目 13 文字目から 13 行目後ろから 6 文字目まで 16 行目 4 文字目から 7 文字目まで
26	・報告書 秘東高第 17 号平成 25 年 3 月 12 日 ・体罰に関する事故報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	学年 5 ページ目 10 行目 21 文字目から 23 文字目まで 11 行目 27 文字目から 14 行目後ろから 12 文字目まで 23 行目 21 文字目から 26 行目最後まで 6 ページ目 1 行目最初から 4 行目 6 文字目まで 8 行目最初から 12 行目最後まで
27	・報告書 秘浜水高第 10 号平成 24 年 10 月 3 日 ・体罰に関する事故報告書、事情聴取の記録	学年 1 ページ目 28 行目 11 文字目から 23 文字目まで 44 行目 7 文字目から 12 文字目まで 3 ページ目 2 行目 20 文字目から 26 文字目まで 34 行目 20 文字目から 29 文字目まで
28	報告書 秘安高第 2 号平成 25 年 4 月 12	学年 3 ページ目

別表 1

NO.	公文書の件名	公開しない部分
	日 ・体罰に関する事故 報告書、体罰問題に 関する事情聴取記 録、自己振り返り作 文	10 行目 4 文字目から 12 行目 16 文字目まで 下から 3 行目 10 文字目から 14 文字目まで 4 ページ目 2 行目 6 文字目から 7 文字目と 17 文字目から 25 文字目まで 9 行目 34 文字目から 9 行目最後まで 13 行目 22 文字目から 24 文字目まで 25 行目 14 文字目から 35 文字目まで 27 行目 40 文字目から 28 行目 7 文字目までと 28 行目 15 文字目から 最後まで 6 ページ目 6 行目最初から 9 行目最後まで 10 行目 18 文字目から 12 行目 10 文字目までと 12 行目 26 文字目か ら 22 行目最後まで 7 ページ目 1 行目 27 文字目から 4 行目後ろから 14 文字目まで 5 行目 17 文字目から 6 行目後ろから 17 文字目まで 7 行目 15 文字目から 9 行目最後まで 12 行目 10 文字目から 14 行目後ろから 8 文字目まで 15 行目 20 文字目から 18 行目最後まで 21 行目 13 文字目から 26 行目最後まで 8 ページ目全て 9 ページ目 9 行目 4 文字目から 21 行目 5 文字目まで 21 行目 23 文字目から 23 行目後ろから 20 文字目まで 10 ページ目 2 行目 3 文字目から 9 行目後ろから 23 文字目まで 10 行目 19 文字目から 18 行目後ろから 13 文字目まで 19 行目 5 文字目から 22 行目最後まで 26 行目 19 文字目から 26 行目最後まで 11 ページ目 1 行目最初から 4 行目後ろから 17 文字目まで 8 行目 16 文字目から 13 行目最後まで 12 ページ目 12 行目 22 文字目から 13 行目最後まで 13 ページ目 21 行目最初から 25 行目後ろから 18 文字目まで 14 ページ目 7 行目最初から 19 行目最後まで
29	報告書 秘安高第 1 号平成 25 年 4 月 12	学年 4 ページ目

別表 1

NO.	公文書の件名	公開しない部分
	日 ・体罰に関する事故 報告書、体罰問題に 関する事情聴取記 録、自己振り返り作 文	4 行目 18 文字目から 20 文字目まで 5 行目 1 文字目 6 ページ目 6 行目 7 文字目から 26 行目最後まで 7 ページ目 4 行目最初から 27 行目最後まで 8 ページ目 6 行目最初から 9 行目最後まで 11 行目 13 文字目から 15 行目後ろから 16 文字目まで 19 行目 25 文字目から 20 行目後ろから 16 文字目まで 9 ページ目 5 行目 26 文字目から 7 行目最後まで 9 行目 14 文字目から 20 行目後ろから 18 文字目まで 22 行目 5 文字目から 25 行目最後まで 10 ページ目 4 行目 3 文字目から 5 行目後ろから 17 文字目まで 6 行目 17 文字目から 7 行目最後まで 12 ページ目 下から 3 行目最初から 12 文字目まで 下から 2 行目 26 文字目から下から 1 行目最後まで 13 ページ目全て
31	報告書 吉高第 1259 号平成 25 年 3 月 18 日 ・体罰・セクシャル ハラスメントに関す る事故報告書、事情 聴取の記録、自己振 り返り作文	4 ページ目 4 行目 24 文字目から 5 行目 7 文字目まで 13 行目 26 文字目から 29 文字目まで 18 行目 4 文字目から 11 文字目まで 30 行目最初から 3 文字目までと 5 文字目から 7 文字目までと 17 文 字目と 18 文字目 32 行目 17 文字目と 18 文字目 35 行目 10 文字目から 12 文字目までと 14 文字目から 16 文字目まで 6 ページ目 部活動名 7 ページ目 13 行目 3 文字目から 5 文字目までと 18 文字目から 20 文字目まで 15 行目 9 文字目から 11 文字目まで 19 行目 10 文字目から 29 文字目まで 26 行目 5 文字目から 8 文字目まで 33 行目全部 8 ページ目 1 行目最初から 4 行目後ろから 3 文字目まで 21 行目最初から 2 文字目までと 6 文字目から 7 文字目まで

別表 1

NO.	公文書の件名	公開しない部分
		22 行目最初から 25 行目最後まで 9 ページ目 7 行目最初から 8 行目後ろから 16 文字目まで 11 行目 24 文字目から 14 行目後ろから 10 文字目まで 16 行目 15 文字目から 21 行目後ろから 26 文字目まで 23 行目 12 文字目から 27 行目後ろから 10 文字目まで 10 ページ目 2 行目 26 文字目から 9 行目 8 文字目まで 12 行目 25 文字目から 17 行目最後まで 25 行目 7 文字目から 26 行目最後まで
32	報告書 秘出農高第 17 号平成 25 年 3 月 20 日 ・体罰・セクシャル ハラスメントに関する 事故報告書、事情 聴取の記録、自己振 り返り作文	学年 1 ページ目 10 行目 14 文字目から最後まで 14 行目 2 文字目から 4 文字目までと 19 文字目から 24 文字目まで 16 行目 17 文字目から 22 文字目までと 34 文字目から 36 文字目まで 下から 5 行目 14 文字目から 18 文字目まで 下から 4 行目 2 文字目から 6 文字目まで 2 ページ目 8 行目 14 文字目から 16 文字目まで 9 行目最初から 5 文字目まで 13 行目 7 文字目から 12 文字目まで 14 行目 10 文字目から 15 文字目まで 15 行目 14 文字目から 19 文字目まで 4 ページ目 7 行目最初から 16 文字目までと 30 文字目から最後まで 10 行目 10 文字目から 19 文字目までと 29 文字目から 30 文字目まで 5 ページ目 2 行目 7 文字目から 8 文字目まで 4 行目 1 文字目 6 ページ目 7 行目最初から 8 行目最後まで 9 行目 15 文字目から 17 文字目まで 10 行目最初から 10 行目 8 文字目まで 12 行目 8 文字目から 26 行目最後まで 7 ページ目 1 行目最初から 2 行目 6 文字目まで 3 行目 7 文字目から 6 行目最後まで
33	報告書 秘隠養第 9 号平成 25 年 3 月 25 日	学年 1 ページ目 15 行目 4 文字目から 18 文字目まで

別表 1

NO.	公文書の件名	公開しない部分
	<p>・ 体罰に関する報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文</p>	<p>3 ページ目 17 行目最後 1 文字から 18 行目後ろから 4 文字目まで 21 行目 7 文字目から 23 行目後ろから 11 文字目まで 4 ページ目 1 行目 14 文字目から 5 行目最後まで 5 ページ目 6 行目最初から 8 行目後ろから 25 文字目まで 9 行目 27 文字目から 11 行目後ろから 4 文字目まで 16 行目最初から 18 行目後ろから 17 文字目まで 19 行目 25 文字目から 26 行目最後まで 6 ページ目 1 行目最初から 6 行目後ろから 15 文字目まで 9 行目 29 文字目から 12 行目最後まで 7 ページ目 6 行目最初から 9 行目最後まで 11 行目最初から 16 行目後ろから 24 文字目まで 17 行目 6 文字目から 20 行目最後まで 21 行目 22 文字目から 24 行目後ろから 29 文字目まで 25 行目後ろから 10 文字目から後ろから 5 文字目まで 8 ページ目 6 行目 4 文字目から 8 行目最後まで 9 ページ目 下から 10 行目 27 文字目から下から 9 行目後ろから 15 文字目まで 下から 7 行目最初から下から 3 行目最後まで 10 ページ目 2 行目 9 文字目から 4 行目最後まで</p>

別表 2

NO.	文書の件名	公開しない部分	理由
1	体罰の概要報告(雲南市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例7条第2号に該当)
2	加小第127号平成24年4月25日「体罰に関する事故報告書」	・発生日時、体罰を受けた児童の氏名、学年、年齢、体罰発生後の措置の一部、校長の意見の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例7条第2号に該当)
3	体罰の概要報告(川本町教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例7条第2号に該当)
4	益田東中第1318号平成25年3月28日「体罰・セクシャルハラスメント事故報告書」	・発生日時、発生場所、該当教員の年齢、性別、体罰を受けた生徒の氏名、学年、年齢、性別、事情聴取の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例7条第2号に該当)
5	体罰の概要報告(浜田市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部、被害児童生徒と保護者への対応とその状況の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例7条第2号に該当)
6	体罰の概要報告(浜田市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部、被害児童生徒と保護者への対応とその状況の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例7条第2号に該当)
7	体罰の概要報告(川本町教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例7条第2号に該当)
8	体罰の概要報告(浜田市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部、被害児童生徒と保護者への対応とその状況の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の

別表 2

NO.	文書の件名	公開しない部分	理由
			権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
9	体罰の概要報告(安来市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
10	体罰の概要報告(松江市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
11	平成 24 年 10 月 23 日「体罰事故報告書」・体罰事案に係る事情聴取	・発生日時、発生場所、体罰を受けた生徒の氏名、学年、事情聴取の一部	・事実確認の一部、生徒関係の一部、保護者関係の一部、サービスに関する意識の一部、今後への意識の一部” ”・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例 7 条第 2 号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
12	体罰の概要報告(安来市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
13	体罰の概要報告(浜田市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部、被害児童生徒と保護者への対応とその状況の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
14	体罰の概要報告(松江市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例 7 条第 2 号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
15	体罰の概要報告(松江市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例 7 条第 2 号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)

別表 2

NO.	文書の件名	公開しない部分	理由
16	体罰の概要報告(浜田市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例7条第2号に該当)
17	体罰の概要報告(松江市教育委員会)	・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別、概要の一部、被害児童生徒と保護者への対応とその状況の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例7条第2号に該当)
18	松三第 1660 号平成 25 年 2 月 27 日体罰事故報告書 ・体罰事案に係る事情聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・該当教員の年齢、性別、発生日時、体罰を受けた生徒の氏名、学年、年齢、性別、事情聴取の一部、事故発生後の措置の一部、所属長の意見の一部 ・はじめにの一部、事実確認の一部、事後の行動の一部、生徒関係の一部、保護者関係の一部、服務に関する意識の一部、今後への意識の一部 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例7条第2号に該当)
19	吉田南小発第 43 号平成 25 年 3 月 27 日体罰に関する事故報告書	・発生日時、該当教員の年齢、性別、体罰を受けた生徒の氏名、学年、年齢、性別、体罰の発生経過と概要の一部、参考事項の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例7条第2号に該当)
20	平成 25 年 3 月 12 日体罰事故報告書	・発生日時、該当教員の年齢、性別、体罰を受けた生徒の氏名、学年、年齢、性別、体罰に至る経過の一部、事情聴取の一部、発生後の措置の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例7条第2号に該当) ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例7条第2号に該当)

別表 2

NO.	文書の件名	公開しない部分	理由
21	益田中発第 981 号平成 25 年 3 月 21 日体罰事故報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・発生日時、該当教員の年齢、性別、体罰を受けた生徒の氏名、学年、年齢、性別、事情聴取の一部、発生後の措置の一部 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。（条例 7 条第 2 号に該当） ・特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（条例 7 条第 2 号に該当）
22	体罰の概要報告（浜田市教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・発生日時、体罰を受けた児童の学年、性別 	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。（条例 7 条第 2 号に該当）
23	報告書 平成 25 年 3 月 26 日 ・体罰事故報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	<ul style="list-style-type: none"> ・発生日時の一部、発生場所の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別、体罰を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰に至る経過の一部、体罰の概要の一部、事情聴取の一部、体罰発生後の措置の一部 ・事情聴取の記録の一部 ・自己振り返り作文の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（条例 7 条第 2 号に該当）
24	報告書 秘江高第 1 号平成 24 年 5 月 7 日 ・体罰に関する事故報告書、聞き取り、自己振り返り作文	<ul style="list-style-type: none"> ・発生日時の一部、発生場所の一部、体罰を行った教員の年齢・性別、被害を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰の発生経過と概要の一部、体罰の発生後の措置の一部、校長の意見の一部 ・聞き取りの記録の一部 ・自己振り返り作文の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（条例 7 条第 2 号に該当）
25	報告書 秘江高第 3 号平成 25 年 3 月 15 日 ・体罰に関する事故報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	<ul style="list-style-type: none"> ・発生日時の一部、発生場所の一部、体罰を行った教員の年齢・性別、被害を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰の発生経過と概要の一部、体罰の発生後の措置の一部 ・事情聴取の記録の一部 ・自己振り返り作文の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（条例 7 条第 2 号に該当）
26	・報告書 秘東高第	<ul style="list-style-type: none"> ・発生日時の一部、発生場 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって特定の個人

別表 2

NO.	文書の件名	公開しない部分	理由
	17 号平成 25 年 3 月 12 日 ・体罰に関する事故報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	所の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別、被害を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰の発生経過と概要の一部、体罰の発生後の措置の一部、校長の意見の一部 ・事情聴取の記録の一部 ・自己振り返り作文の一部	が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
27	・報告書 秘浜水高第 10 号平成 24 年 10 月 3 日 ・体罰に関する事故報告書、事情聴取の記録	・発生日時の一部、発生場所の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別、被害を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰の発生経過と概要の一部、体罰発生後の措置の一部、校長の意見の一部 ・事情聴取の記録の一部 ・自己振り返り作文の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
28	報告書 秘安高第 2 号平成 25 年 4 月 12 日 ・体罰に関する事故報告書、体罰問題に関する事情聴取記録、自己振り返り作文	・発生日時の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別 ・かっこ書きの一部、発生場所の一部、被害生徒の氏名・学年・年齢・性別、発生経過と概要の一部、体罰発生後の措置の一部 ・体罰問題に関する事情聴取記録の一部 ・自己振り返り作文の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
29	報告書 秘安高第 1 号平成 25 年 4 月 12 日 ・体罰に関する事故報告書、体罰問題に関する事情聴取記録、自己振り返り作文	・発生日時の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別 ・かっこ書きの一部、発生場所の一部、被害生徒の氏名・学年・年齢・性別、発生経過と概要の一部、体罰発生後の措置の一部 ・体罰問題に関する事情聴取記録の一部 ・自己振り返り作文の一部	・個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
30	報告書 平成 25 年 3	・発生日時の一部、発生場	個人に関する情報であって特定の個人が

別表 2

NO.	文書の件名	公開しない部分	理由
	月 26 日 ・体罰事故報告書	所の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別、体罰を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰に至る経過の一部、体罰の概要の一部、事情聴取の一部	識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
31	報告書 吉高第 1259 号平成 25 年 3 月 18 日 ・体罰・セクシャルハラスメントに関する事故報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	・発生日時の一部、発生場所の一部、体罰・セクハラを行った教職員の年齢・性別、被害を受けた児童生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰・セクハラが発生経過と概要の一部、体罰・セクハラが発生後の措置の一部、校長の意見の一部 ・事情聴取の記録の一部 ・自己振り返り作文の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
32	報告書 秘出農高第 17 号平成 25 年 3 月 20 日 ・体罰・セクシャルハラスメントに関する事故報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	・発生日時の一部、発生場所の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別、被害を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰の発生経過と概要の一部、体罰の発生後の措置の一部、校長の意見の一部、参考事項の一部 ・事情聴取の記録の一部 ・自己振り返り作文の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)
33	報告書 秘隠養第 9 号平成 25 年 3 月 25 日 ・体罰に関する報告書、事情聴取の記録、自己振り返り作文	・事案の発生日時の一部、事案の発生場所の一部、体罰を行った教職員の年齢・性別、被害を受けた生徒の氏名・学年・年齢・性別、体罰の発生経過と概要の一部、体罰の発生後の措置の一部 ・事情聴取の記録の一部 ・自己振り返り作文の一部	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例 7 条第 2 号に該当)

(諮問第155号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成29年11月14日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成29年12月7日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成29年12月20日	審査請求人の意見書を受理
平成30年4月19日 (審査会第1回目)	審議
平成30年5月17日 (審査会第2回目)	審議
平成30年6月21日 (審査会第3回目)	審議
平成30年7月12日 (審査会第4回目)	審議
平成30年8月27日 (審査会第5回目)	審議
平成30年9月27日 (審査会第6回目)	審議
平成30年10月26日 (審査会第7回目)	審議
平成30年11月22日 (審査会第8回目)	審議
平成30年12月20日 (審査会第9回目)	審議
平成31年1月31日 (審査会第10回目)	審議
平成31年3月20日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和久本 光	弁護士	
横地 正枝	行政書士	H30.4.21 まで
木村 美斗	行政書士	H30.4.22 から